

2024  
GUIDE



GUNMA PAZ UNIVERSITY  
NURSING PRACTICE EDUCATION CENTER

## 認定看護師教育課程

- 摂食嚥下障害看護

## 特定行為研修課程

- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

2024年度 開講予定

- NEW** ● 動脈血液ガス分析関連

- NEW** ● 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

群馬パース大学 看護実践教育センター

# 認定看護師 教育課程

**B課程** (特定行為研修を含む)

摂食嚥下障害看護

定員  
25名



## その“ひとくち”をあきらめない看護

私は、今まで多くの患者さんと出会い「食べたい」という気持ちに応えることができず、摂食嚥下障害看護認定看護師になりました。患者さんの「食べる」ことを支えるためには、全身状態の観察、嚥下障害のアセスメント、食形態の選定、姿勢や環境調整、摂食動作の工夫、栄養及び水分管理、リスクマネジメント、家族指導など看護師に求められる役割は多岐にわたっています。また、看護師はチームのキーパーソンとなります。摂食嚥下障害は、原因によって治療法もリハビリテーションも異なりますが、いつも近くにいる看護師がその“ひとくち”をあきらめないことが大切です。患者さんの生きる希望を閉ざしてしまうことのないよう、私たちと一緒に看護にこだわってみませんか。

群馬パース大学 看護実践教育センター主任教員

伊藤 順子

## 当センターの認定看護師教育課程(摂食嚥下障害看護)と 特定行為研修課程(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連)は、 いずれも「職業実践力育成プログラム(BP)」に認定されています。

大学等におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム(BP)」として文部科学大臣が認定するものです。

### 受講費用の支援制度について

社会人のみなさま(受講者本人が費用負担の上、教育訓練を受けた場合)



#### 専門実践教育訓練給付制度

認定看護師教育課程のみ

働く人の、主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費の一部が支給されるものです。

##### 支給対象者

- ①雇用保険の被保険者(在職者)  
受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上\*ある方
- ②雇用保険の被保険者であった方(離職者)  
受講開始日において雇用保険の被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内)であり、かつ支給要件期間が3年以上\*ある方。  
※初めて制度を利用する場合は、支給要件期間が2年以上あれば対象となります。

##### 支給額

支給対象者が受講し修了した場合、支払った教育訓練経費の・・・



##### 制度ご利用にあたって

- ◆受講開始日の1ヵ月前までに、必ず居住地を管轄するハローワークで、訓練前キャリアコンサルティングを受けたうえで、受講前の手続きを行ってください。
- ◆制度利用の手続き方法等、制度の詳細については厚生労働省・ハローワークWebサイト、教育訓練給付金のリーフレット等でご確認ください。
- ◆ご自身の受給資格の確認は居住地を管轄するハローワークにお尋ねください。本学では、個別の受給資格の有無についてはお答え致しかねます。
- ◆専門実践教育訓練給付金は受講料本人負担の場合を対象とし、所属機関が支払った際は対象外です。

医療機関等のみなさま(事業主の費用負担がある場合)



#### 人材開発支援助成金(事業者向け助成制度)

認定看護師教育課程・特定行為研修課程

職業訓練などを実施する事業主に対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進する制度です。原則、事業主が受講料全額を負担して従業員を本課程に派遣いただく場合に、厚生労働省「人材開発支援助成金」の助成を受けることができます。

##### 助成額・助成率

	経費助成(受講料に対する助成)	賃金助成(訓練時間に対する助成)	※助成額には限度額があります。
中小企業	45%	760円/時間	
中小企業以外	30%	380円/時間	

※賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合は、経費助成・賃金助成の割増し分を追加で受給できます。

##### 制度ご利用にあたって

- ◆受講開始日の1ヵ月前までに、書類を事業所または事業主団体の事務所の所在地を管轄する労働局に提出する必要があります。申請を検討されている場合は、各都道府県の労働局の窓口で事前にご相談ください。(提出書類:①職業訓練実施計画届(様式1-1号)②訓練別の対象者一覧(様式3号)③人材開発支援助成金事前確認書(様式11号)④その他添付書類)
- ◆2023年4月1日より当該制度の見直しが行われております。制度利用の手続き方法や制度の詳細については、厚生労働省Webサイト、人材開発支援助成金のパンフレットをご覧ください。

# 特定行為を実践できる 認定看護師を育成します。

群馬パース大学看護実践教育センターでは、専用の講義室や演習室で  
摂食嚥下障害看護分野における以下の知識と技能を身に付けます。

## 認定看護師教育

### 摂食嚥下障害看護

**認定看護師**は、高度化し専門分化が進む医療の現場において、水準の高い看護を実践できると認められた看護師です。

- 摂食嚥下機能とその障害の評価
- 摂食嚥下機能の評価結果に基づく適切な援助・訓練方法の選択
- 誤嚥性肺炎、窒息、栄養低下、脱水の増悪防止に向けたリスク管理



## 特定行為研修

### 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

**特定行為**とは、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為です。

本課程で研修できる 特定行為区分	特定行為
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正

## 年間スケジュール（予定）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開講式	● 共通科目（特定行為研修） [eラーニング] ※登校日が数回あります。				● 共通科目 （認定看護分野） ● 専門科目 （認定看護分野） ※登校して受講します。	● 専門科目 （特定行為研修区分別科目） [eラーニング]	● 臨地実習 （認定看護分野）	● 統合演習	● 試験対策 ● ケースレポート	● 臨地実習 （特定行為研修）	
	修了式										

# 認定看護師教育課程 教科目一覧

## 教科目及び授業時間数

共通科目（388時間）		専門科目（254時間＋臨地実習）			
特定行為研修 共通科目	臨床病態生理学	40（※30）	リハビリテーション総論	15	
	臨床推論	45（※34）	摂食嚥下障害病態論	30	
	臨床推論：医療面接	16（※12）	摂食嚥下機能評価論	30	
	フィジカルアセスメント：基礎	30（※23）	摂食嚥下障害看護技術論	30	
	フィジカルアセスメント：応用	30（※23）	リスクマネジメント論	30	
	臨床薬理学：薬物動態	16（※12）	摂食嚥下障害援助論Ⅰ	30	
	臨床薬理学：薬理作用	16（※12）	摂食嚥下障害援助論Ⅱ	15	
	臨床薬理学：薬物治療・管理	30（※23）	摂食嚥下障害援助論Ⅲ	30	
	疾病・臨床病態概論	40（※30）	摂食嚥下障害援助論Ⅳ	15	
	疾病・臨床病態概論：状況別	16（※12）			
	医療安全学：医療倫理	16（※12）	特定行為研修 区分別科目	栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	29（※22） ＋ 臨地実習
	医療安全学：医療安全管理	16（※12）			
	チーム医療論（特定行為実践）	16（※12）			
特定行為実践	16（※12）				
認定看護分野 共通科目	指導	15	演習・実習（165時間）		
	相談	15	統合演習	15	
	看護管理	15	臨地実習 （認定看護分野）	150	

※特定行為研修共通科目及び特定行為研修区分別科目については、eラーニングを中心に学修を行います。

※認定看護師教育基準カリキュラムでは、45分を1時間とみなす「みなし時間」を適用しています。なお、特定行為研修は60分を1時間とする「実時間」を適用しているため、（※）で実時間数を表記しています。

## 納付金（受講料）

1,200,000 円

### 所定の受講料納入書により受講手続き期間に納入

※実習中の交通費・宿泊費及び資料代等は自己負担となります。

※講義などで使用する教材費、書籍代等は自己負担となります。

※レポートやプレゼンテーション資料の作成等においては、受講者個人のノートパソコンをご用意していただきます。

## 履修証明プログラムについて

履修証明制度とは、学校教育法第105条の規定に基づき、従来の学士などの学位とは異なり、社会人等を対象にした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を受講することにより、キャリアアップ、専門性の向上、再就職、資格試験の勉強などに活用できる制度です。また、教育機関等における学修成果をキャリア形成に活かすため、履歴書等への記載が可能であり、当センターの認定看護師教育課程及び特定行為研修課程の修了者には、課程の修了証とともに「履修証明書」を交付します。

定員  
5名

# 特定行為 研修課程

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

NEW

2024年度開講予定

動脈血液ガス分析関連

精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

本課程で研修できる特定行為区分	特定行為
栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
精神及び神経症状に係る 薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与 抗精神病薬の臨時的投与 抗不安薬の臨時的投与

## 年間スケジュール（予定）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開講式	● 共通科目 [eラーニング] ※登校日が数回あります。				栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連			修了式			
					区分別科目 [eラーニング] ※登校日が数回あります。	臨地実習					
					動脈血液ガス分析関連						
					区分別科目 [eラーニング] ※登校日が数回あります。	臨地実習					
					精神及び神経症状に係る薬剤投与関連						
					区分別科目 [eラーニング] ※登校日が数回あります。	臨地実習					

※「動脈血液ガス分析関連」と「精神及び神経症状に係る薬剤投与関連」のスケジュールは、現時点の予定であり変更となる場合があります。

# 特定行為研修課程 教科目一覧

## 教科目及び授業時間数

科目群	教科目名	時間数
共通科目	臨床病態生理学	30
	臨床推論	34
	臨床推論：医療面接	12
	フィジカルアセスメント：基礎	23
	フィジカルアセスメント：応用	23
	臨床薬理学：薬物動態	12
	臨床薬理学：薬理作用	12
	臨床薬理学：薬物治療・管理	23
	疾病・臨床病態概論	30
	疾病・臨床病態概論：状況別	12
	医療安全学：医療倫理	12
	医療安全学：医療安全管理	12
	チーム医療論（特定行為実践）	12
	特定行為実践	12
区分別科目 選択制	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	22 + 臨地実習
	動脈血液ガス分析関連	※
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	※

- ・講義は、主にeラーニングによる受講となります。インターネット環境があれば、ご自分のパソコンやタブレット、スマートフォンを使って、自宅や職場での受講が可能です。
- ・eラーニングによる受講時は着実に学習が進むよう、受講時期を5期に分けて履修科目を指定（4～5科目）して行なっていきます。各時期には、開始時に学習計画を確認し、終了時に1～2日の登校日を設け面接授業と試験を実施します。また、Eメールまたは電話により進捗状況の確認を行い、分からないこと等の質問や相談にも対応いたします。
- ・特定行為研修は60分を1時間とする「実時間」を適用しています。

※「動脈血液ガス分析関連」と「精神及び神経症状に係る薬剤投与関連」の時間数は、決まり次第随時ホームページに掲載いたします。

## 納付金（受講料）

入講料		50,000 円
共通科目受講料		400,000 円
区分別科目受講料	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	50,000 円
	動脈血液ガス分析関連	60,000 円※
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	70,000 円※

※2024年度に開講予定（申請中）のため、変更となる場合があります。

- ・納付金（受講料）は、「入講料」「共通科目受講料」「選択した区分別科目受講料」の合計金額となります。
- ・既に共通科目を受講済みの場合は、減免いたします。
- ・実習中の交通費・宿泊費及び資料代等は自己負担となります。
- ・講義などで使用する教材費、書籍代等は自己負担となります。

# 2024年度認定看護師教育課程及び特定行為研修課程 受講者選抜試験について

## 試験日程

課程	出願期間	試験日	合格発表
認定看護師 教育課程	2023年8月17日(木) } 2023年8月31日(木)	2023年9月15日(金)	2023年9月22日(金)
特定行為 研修課程	2023年11月16日(木) } 2023年11月30日(木)	2023年12月9日(土)	2023年12月15日(金)

※最終日消印有効(簡易書留速達)

## 出願資格

選考方法等の詳細はホームページや募集要項をご確認ください。

### 認定看護師教育課程

以下の要件をすべて満たしている者。

1. 日本国の看護師免許を有する者。
2. 看護師免許を取得後、通算5年以上※実務研修をしていること。
3. 実務研修内容において次の事項を満たす者。
  - 1) 通算3年以上※、摂食嚥下障害患者が多い保健医療福祉施設、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。なお、勤務形態が常勤でない場合には、5,400時間以上の実務研修をもって通算3年以上とみなす。
  - 2) 摂食嚥下障害患者を5例以上担当した実績を有すること。
  - 3) 現在、摂食嚥下障害患者の看護に携わっていることが望ましい。  
※実務研修期間は2024年3月末までとする。
4. 所属長の推薦を有する者。

### 特定行為研修課程

以下の要件をすべて満たしている者。

1. 日本国の看護師免許を有する者。
2. 看護師免許を取得後、通算5年以上※実務経験があること。
3. 所属長の推薦を有する。  
※実務経験の通算期間は2024年3月末までとする。



## 群馬パース大学 看護実践教育センター

Address 群馬県高崎市問屋町1-5-2  
Tel 027-365-3366(大学代表)  
027-388-0619(センターダイヤルイン)  
E-mail nintei@paz.ac.jp  
Access JR上越線・両毛線「高崎問屋町駅」  
問屋口から徒歩10分

\*詳細はホームページからご確認ください▶

